

平成24年度第2回豊山町行財政運営に関する有識者懇談会会議録

- 1 開催日時 平成24年10月4日（木） 午前10時00分～午前11時00分
- 2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3
- 3 出席者
 - (1) 委員 城正憲委員 明瀬政治委員 米川ひかり委員
 - (2) 事務局 鈴木幸育町長 崎下雅司理事 近藤鎮彦総務部長 鈴木雅之総務課長補佐
 - (3) 説明員 水野典昌生涯学習課長兼社会教育センター館長
- 4 議題
 - 協議事項
 - 施設使用料のあり方について
- 5 その他
- 6 会議資料
 - 施設使用料のあり方に関する提言書（素案）…資料1、付属資料別表1～3
 - 利用件数の推移（平成17～23年度）…資料2
 - 近隣自治体の類似施設との使用料比較…資料3
 - 他自治体における施設使用料の減免の状況…資料4
 - 施設使用料の算定・設定方法の他自治体比較…資料5
 - 社会教育センター使用料算定（平成21～23年度決算ベース）…資料6
 - スポーツ施設・学校開放施設 使用料算定（平成21～23年度決算ベース）…資料7
 - 有料照明設備 使用料算定（平成22～23年度実績ベース）…資料8

7 議事内容

課長補佐：定刻前でございますが、委員の皆様お揃いとなりましたので、ただいまから平成24年度「第2回豊山町行財政運営に関する有識者懇談会」を始めさせていただきます。

委員の皆様には、ご多忙のところ、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます総務課課長補佐の鈴木と申します。どうかよろしく願いいたします。なお、この懇談会の議事録は、これ

までと同様、町のホームページで公開させていただくこととなりますので、あらかじめご了解をお願いいたします。

開会にあたりまして、城座長さんからごあいさつをいただきたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

座長：委員の先生方には、大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年度は、町の公共施設の使用料について、適正な見直しをするという事で、諮問を受けています。前回、実際の該当施設を見学させていただいておりますので、検討するに当たりましてイメージしやすいのではないかと考えております。社会情勢の変化や、税負担の公平化の視点など様々な要素を検討し、適切な判断が求められていると思いますので、先生方の学識に裏打ちされた、忌憚りの無いご意見を頂戴したいと思います。本日はよろしくをお願いいたします。

課長補佐：ありがとうございました。続きまして、町長からごあいさつを申し上げます。

町長：おはようございます。朝晩は涼しいですが、日中は残暑の厳しい日が続いております。本日は、委員の皆様には、ご多忙の中、今年度第2回目の有識者懇談会にご出席いただき、誠にありがとうございます。本町も皆様方のご協力をいただき町制40周年を迎え、イベント等も開催させていただいております。

委員の皆様方には、一昨年度、昨年度に引き続きまして、今年度も本町の行財政運営の見直しに関しまして、貴重なご意見を多数頂戴しておりますことに、改めて感謝申し上げる次第でございます。

さて本町の財政状況でございますが、財政力指数などの指標で見ると、比較的良好な状態を維持しておりますが、決して将来にわたって楽観できるものではありません。様々な行政需要に応じていくためには、いろんな角度から行財政改革に取り組むとともに、効率的で透明性のある行政運営を進め、地域住民との信頼関係を築いていかなければならないと考えております。

そのための取り組みの一つとして、この有識者懇談会の委員の皆様からのご提言を踏まえて、既存制度の見直しを進めているところでありますが、今年度は、施設使用料のあり方について、専門的見地からのご意見・ご提言を賜るよう、お願いしているところでございます。

広く町民の皆様がご利用になる施設の使用料については、長年にわたってその額が据え置かれており、社会経済状況の変化や利用者負担と公的負担のバランスといった観点から、適正な使用料額を検証する必要があります。また、使用料の減額・免除という特例的な措置を、明文の規定がない中で過去からの積み重ねにより運用しているといった実態もございます。これらの見直しにあたっては、まずは誰もが納得できる基準を明確にすることが重要になってこようかと思っております。さら

に町としましては、「負担していただくべきものは負担していただく」という強い信念を持ってこの課題に取り組んでまいる所存でございます。

委員の皆様には、透明性のある適切な施設使用料のあり方につきまして、どうか忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが、私のごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

(町長退席)

課長補佐：(資料確認)

座長：それでは議事に入ります。本日の議題は、「施設使用料のあり方について」ということですが、前回の会議で説明のあった豊山町における施設使用料の現況を踏まえて、事務局で、今後の方向性についてのたたき台となる資料を作成していただいております。

その内容に関して、皆様方からいろいろとご意見を頂戴できれば、ありがたいと思っております。ご協力をお願い申し上げます。

それでは、事務局から、資料説明をお願いします。

理事：(資料に基づき一括説明)

座長：事務局の説明が終わりました。ここで、皆様方からご質問やご意見をお願いするわけですが、論点は、「使用料の算定」に関することと、「減額・免除基準の明確化」に関することの2点になると思われまます。ですから、まず、「使用料の算定」に関することについて、ご意見・ご質問などがありましたら、ご発言をお願いいたします。

委員：使用料の算定については、近郊の状況とあまり乖離していないですし、概ねこのような考え方で良いのかと思います。

委員：事務局の認識も大体そのようなことだと思えますが、どうでしょうか。

委員：私も減価償却を含める等についても、これは当然町が必要として、ある施設を設けた。そこでは、箱物は難しいですけれども、利用率がどうだとか、時間の経過によっても変わりますから、だからと言って、利用率が低いから、これを経費に含めると言ったことはおかしいと思います。従って、この算定方式は基本的には賛成です。

余計な話ですけれども、見直しのサイクルですが、他の市町では3年、5年とありますが、ここで敢えて3～5年と一定のスパンを設けているのはどのような理由でしょうか。というのは、またこのことが、議論の対象となる可能性もある。この幅が何を意味するのか一定の根拠をここでも示しておく必要があると思います。

理事：提言の中身として、他の市町の状況も含めて3～5年という幅を提言で掲げさせてもらいましたが、町として実行する場面においては、はっきりと3年、あるいは5年という確定した年数の見直しサイクルを決めていきたいと思えます。3年が良い

いのか5年が良いのかについては、あまりサイクルが短くて、その度に改定していくということも、利用される側にとっても混乱を招くおそれがある。ある程度の期間は維持していく、勿論特殊な事情があっても変えていくことは、必要ですが、ある程度の期間は継続することが利用する方にとっても良いと考えるため、実際の運用としては5年程度というベースで思っております。

委員：色々な考え方が、あろうかと思えます。お聞きしたのは何故スパンを設けたのかという事で、例えば北名古屋市さんみたいに、概ね5年だとかということの方が、時期が来たからまた見直さないといけないという議論を起さなければいけないことになり、手間がかかると考える。それだけの理由です。

それから、激変緩和措置の資料に戻りますが、素案の中では空白となっており、ただ、文言上の中で、1.5ないしは2倍位を検討すべきだと説明をいただきました。これは、今回の提言書では、激変緩和措置は他の市町でやっているような、数値化をされるのでしょうか。

理事：事務局の考え方としては、提言の中身としては、こういう混乱をきたすであろう提言を受けて町として最終的に改定すべき使用料の額を決めたり、激変緩和のための上限率、下限率を設定するというのは、提言を受けて町側が決定していくことになると考えるので、敢えてたたき台の中には具体的な数値は入れておりません。

委員：激変緩和措置は上限を設けられて、例えば指宿市は、300円の場合は1.3倍まで、金額が高まれば倍率を上げていく措置がありますね。また、和光市さんは、低いものは大きく上げて、高いものは圧縮しようとしている。下開きなのか、上開きなのか、こういう考え方について、豊山町はどのような考えをお持ちなのか。

理事：計算上の額と使用料の額を見ても、実際に額の変更をしなければならないのは、社会教育センターで言えば、アリーナと照明代です。そうすると、額を改定すべき中身と言うのはそれほど出てこない。多くの市町が色々なケース分けしていますが、ここまでなくても北名古屋市さんのように、例えば一律上限1.5倍、下限はどれくらいにするかと事務局では考えています。

委員：具体的な問題、変える必要がある分に着目すると、そこまで取り決めなくても、よさそうだとすることになるのですかね。激変緩和措置でやるのかということもそれほど重要なことではないのですかね。要するにそれを丸々上げてしまうかどうかということですかね。

理事：計算結果と、周辺施設とのバランスを考えて、適正な、変えるべき額が出てくると思います。そういった中で現行よりも1点何倍なのか、はじめから上限何倍なのかを決めるのではなく、個々の変えるべき施設で色々な要素を考慮した上で、結果的には改定率がいくらかになる、現実的にはそのような形になると考えます。

座長：よろしいですかね、この点については。

次に先程申し上げました「減額」、「免除」この基準の明確化に関することについて、ご意見、ご質問をお願いしたいと思います。

委員：利用目的についても判断基準を加えるべきとの文書になってはいますが、これでは、単に利用目的を判断する名目が増えただけであり、また、その利用目的も形式的なものになってしまい、実質的には「減額」と言っても今までとなんら変わらないものになってしまうというイメージです。それだと、ほとんど問題の解決になっていません。二重の補助がされている部分でもう少し突っ込んだ、基準そのものを変えていくような方針でないと実質的に変わっていかないと思います。方向的には、もう少し減額を減らすような形に変更できないかと思ひますし、この文書の記載内容では弱いと思ひます。どの様にしていくのかをもう少し具体的に記載することがよいと思ひます。

委員：減免のことも含めた委員の基本的な意見ですね。ただ別表3を見ますと、減免の対象にあがっている第3号の中でも免除、これが町の福祉系団体と体育協会加盟となっているグループ分けにどれだけの意味があるのか、そこの仕分けは私ではできませんが、できればオープンにするという意味では、こういう形になっていますよという資料自体が、仮にオープンにすべきだということであるならば、一定の措置があつてしかるべきかな、と思ひます。多分、これは別に議論すべき対象であると思ひます。

委員：余程はつきりとした基準を設けて、運用にも確信を持ってやらないかぎり、大体が申請に従つて認めていくということであれば、仮に基準をある程度明確にしたところで、実態は変わらないということになってしまうのではないですかね。書き方いかんで減免の対象になってしまうのであれば、むしろスパッと切つておいて、ここだけはどうしても公的な機関だから、第1号みたいなものは、2号もそうかもしれません、その範囲くらいにしておいて後は、補助金でまかなう位の姿勢がないと本当には変わらないと思ひます。

委員：現場に立っている人にしてみれば、そう言われてもという意見もあるかと思ひますが。

委員：他の所もそうしているからということもあるかもしれないですが。

理事：私共としては、委員がおっしゃる通り、別表3に掲げる個々の基準については、この団体がここに入つていて良いのか、を含め町としてはやめていくつもりです。結果的に、それに伴つて、現行は100%免除になっているが、今後は半分の減額までだということになってくるかもしれませんし、我々としてもしっかりそれぞれの団体の利用、活動内容なりを減免すべき要件は何かということをしつかりと整理した上で、それぞれ免除なのか、減額なのか、何もなしかということをしつかり整理しなければいけないと思つております。先程も説明しましたが、個々の団体にど

こまで町の思いと、調整した結果の実際の運用がどこまでできるのかということもあって、この提言書の書きぶりがぬるいということが課題となっています。逆に、委員がおっしゃるように、減免の基準なり、減免の内容について、それぞれの団体の活動内容、利用頻度を総合的にしっかり精査した中で、見直すべきことというようなことまで入れておくと、逆に我々が、各団体に調整したときに、有識者の先生方にもこういった提言をいただいているので、こういう運用でお願いしたいと調整もできるのかなど。多少、踏み込んだ内容まで提言としては、付け加えても思っておりますけども。

委員：1号、2号、3号とも、別表3で分類されているその縦割りの中で、基本的には揃うのでは、そうでなければ1、2、3の意味がないのではと。

委員：皆さん大体一致することだと思いますけれども。

理事：今の件については、文案としてこういう形はどうでしょうかということ、またあらためて、次回の会議の前にメール等でお示ししながら、ご意見をいただきながら、たたき台の修正をしていきたいと思えます。

委員：やはり、今回テニスコートなどの問題もあります。文書の最後に、「終わりに」という形でテニスコートについても検討するとさらっと書かれています。稼働率の低い施設について今後どうするかは、今回の大きなテーマの1つだと思います。補助金では細かく削減し、片やテニスコートや借地料ではコストが出ていくということはどうかと思えます。なので、文書の最後に「終わりに」とさらっと書くのではなく、稼働率の低い施設の今後のあり方も継続するかどうかを1テーマとして付け加えた方が良く思えます。

委員：私も同感です。テニスコートは年間の借上げ料が数百万円払っているということ、それから、もう一点それに加えてトレーニングジム。これは、民間と競合するものもあるし、本当に住民の健康維持には必要な施設かといわれると、これは公共財と言えるのか。ランニングでも良いわけですし、そうしたらこの機器の借上げを廃止すれば、年間相当の借料が浮いて、他の借料を上げる必要が無いぐらいの金額になりうると思えます。この2点は、他の委員が言われたように終わりで流すのではなくて、本文の中の検討対象施設として、あるいは廃止の方向、借上げを中止することも含め、検討課題として入れても良いのかなと思えます。

委員：事務局としてのこれまでの経緯を考えるとやりにくいのであろうと思えますが、この有識者懇談会の提言としては、こういった意見があったんだと。これらを盛り込めば、その地主さんに対する関係での言い訳も立つでしょうし、議会説明についてもそういう方向に沿って、一気にできないとしても、それを善処する方向性は見えてくるのではないかと思います。まして、ジムの中身を聞くと、とても今のある意味ブームになっているのですが、民間施設と比べても雲泥の差があって、シャワ

一も無いスポーツジムを誰が使うのかということも考えてみれば、そこを充実させるならともかく、今の状態のままでやらざるをえないというならば、むしろ潔く、早くそれを撤廃して、そのスペースを有効利用された方が良いのではないだろうか。そして、全体の施設の使用料の考え方もそういったところで潤ってくれば今の先生方の意見にもあるように、そこまで考える必要性も無いのかもしれない。ある意味公共施設が住民サービスという観点で一般にはなかなかできない施設を作って一般の住民に提供するという福祉の一環という観点を重視すれば、そういう抜本的な改革の方が有識者懇談会の提言として好ましいのではないかとさえ思います。そういった点も踏まえて先生方のご意見に関して色々とやり取りをした上で次回までに提言書の修正案ができるようにご努力をいただきたいと思います。

理事：分かりました。

座長：今日の会議をまとめたいと思います。では、次の会議で最終的な提言書を取りまとめたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

その他に入りますが、何かありますでしょうか。

無いようですので、以上で議事を終了します。

本日は、ありがとうございました。